

令和7年矢板市議会定例会

第404回定例会議

議 案 書

令和7年6月

矢 板 市

令和7年矢板市議会定例会第404回定例会議提出議案

議案第 1 号 令和7年度矢板市一般会計補正予算（第2号）・・・P 1

議案第 2 号 矢板市市税条例の一部改正について・・・P 2

議案第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・・P17

議案第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ・・・P18

て

議案第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ・・・P19

て

議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 2 号）

（以上別冊）

議案第 2 号

矢板市市税条例の一部改正について

矢板市市税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

をすることができる状態に置く措置を
とることによつてするものとする。

(納税証明事項)

第18条の3 施行規則

第1条の9第2号に
規定する事項は、道路運送車両法（昭
和26年法律第185号）第59条第
1項に規定する検査対象軽自動車又は
二輪の小型自動車について天災その他
やむを得ない事由により種別割を滞納
している場合においてその旨とする。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法
第314条の2第1項各号のいずれか
に掲げる者に該当する場合には、同条
第1項及び第3項から第11項までの
規定により雑損控除額、医療費控除
額、社会保険料控除額、小規模企業共
済等掛金控除額、生命保険料控除額、
地震保険料控除額、障害者控除額、寡
婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生

ものとする。

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則（昭和

29年総理府令第23号。以下「施行
規則」という。）第1条の9第2号に
規定する事項は、道路運送車両法（昭
和26年法律第185号）第59条第
1項に規定する検査対象軽自動車又は
二輪の小型自動車について天災その他
やむを得ない事由により種別割を滞納
している場合においてその旨とする。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法
第314条の2第1項各号のいずれか
に掲げる者に該当する場合には、同条
第1項及び第3項から第11項までの
規定により雑損控除額、医療費控除
額、社会保険料控除額、小規模企業共
済等掛金控除額、生命保険料控除額、
地震保険料控除額、障害者控除額、寡
婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生

控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの)

控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの)

除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を

除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を

有しなかつた者を指定し、その者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。

3～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

有しなかつた者を指定し、その者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。

3～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条

の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。

以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。

第2号において同じ。)又は扶養親族

(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条

の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。

以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。

第2号において同じ。)又は扶養親族

(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。) _____

族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

第14条の2 略

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税

_____を有する者

（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

第14条の2 略

標準の特例)

第14条の2の2 令和8年4月1日以
後に第92条の2第1項の売渡し又は
同条第2項の売渡し若しくは消費等
(次項において「売渡し等」とい
う。) が行われた加熱式たばこ(第9
2条第1号オに掲げる加熱式たばこを
いい、第93条の2の規定により製造
たばことみなされるものを含む。以下
この条において同じ。) に係る第94
条第1項の製造たばこの本数は、同条
第3項の規定にかかわらず、当分の
間、次の各号に掲げる区分に応じ、当
該各号に定める方法により換算した紙
巻たばこ(第92条第1号アに掲げる
紙巻たばこをいう。以下この項及び次
項において同じ。) の本数によるもの
とする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第
2号に規定する葉たばこをいう。)
を原料の全部又は一部としたものを
紙その他これに類する材料のもので
巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこ
を原料の全部又は一部としたものを

施行規則附則第8条の4の2に規定
するところにより直接加熱すること
によつて喫煙の用に供されるものに
限る。) 当該加熱式たばこの重量
(フィルターその他の施行規則附則
第8条の4の3に規定するものに係
る部分の重量を除く。以下この項か
ら第3項までにおいて同じ。) の
0.35グラムをもつて紙巻たばこ
の1本に換算する方法。ただし、当
該加熱式たばこの1本当たりの重量
が0.35グラム未満である場合に
あつては、当該加熱式たばこの1本
をもつて紙巻たばこの1本に換算す
る方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式た
ばこ 当該加熱式たばこの重量の
0.2グラムをもつて紙巻たばこの
1本に換算する方法。ただし、当該
加熱式たばこの品目ごとの1個当た
りの重量が4グラム未満である場合
にあつては、当該加熱式たばこの品
目ごとの1個をもつて紙巻たばこの
20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのう

ち同項第1号ただし書の規定の適用を
受けるもの及び同項第2号ただし書の
規定の適用を受けるもの以外のものの
重量を紙巻たばこの本数に換算する場
合における計算は、売渡し等が行われ
た加熱式たばこの品目ごとの1個当た
りの重量に当該加熱式たばこの品目ご
との数量を乗じて得た重量を同項各号
に掲げる区分ごとに合計し、その合計
重量を紙巻たばこの本数に換算する方
法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式た

ばこの品目ごとの1個当たりの重量に
0.1グラム未満の端数がある場合に
は、その端数を切り捨てるものとし
る。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ

(第93条の2の規定により製造たば
ことみなされるものに限る。)のう
ち、次に掲げるものについては、同号
ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たば

こと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たば
こ（第93条の2の規定により製造
たばことみなされるものを除く。）
と併せて喫煙の用に供される加熱式
たばこ（同条の規定により製造たば
ことみなされるものに限る。） であ
つて当該加熱式たばこのみの品目の
もの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第14条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 改正後の矢板市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の矢板市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、矢板市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第14条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 矢板市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第14条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第3号

固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年6月6日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]
氏 名 中 山 文 生
生年月日 [REDACTED]

議案第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年6月6日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 鈴 木 恆 典

生年月日 [REDACTED]

議案第5号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年6月6日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 豊 田 久仁子

生年月日 [REDACTED]